

第7回定例会議の開催状況

第1 日時

令和6年2月29日(木)午後1時10分から午後5時35分

第2 場所

公安委員会室

第3 出席者

1 公安委員会

- ・ 澤田委員長
- ・ 大内委員
- ・ 小西委員

2 警察本部

- ・ 本部長
- ・ 総務部長
- ・ 警務部長
- ・ 刑事部長
- ・ 生活安全部長
- ・ 地域部長
- ・ 交通部長
- ・ 警備部長
- ・ 神戸市警察部長兼首席監察官兼第一方面本部長
- ・ 警察学校長
- ・ 情報通信部長
- ・ サイバーセキュリティ・捜査高度化センター長
- ・ 留置管理課長
- ・ 訟務官
- ・ 県民広報課次席
- ・ 運転免許試験場次席
- ・ 災害対策課次席
- ・ 公安委員会補佐室長
- ・ 運転免許課管理官
- ・ 生活安全企画課調査官
- ・ 厚生課主幹

第4 定例会議の概要

1 令和5年下半期における警察署協議会の開催結果について

令和5年下半期における警察署協議会の開催回数、平均出席率、平均開催時間及び主な諮問事項等について報告があった。

2 令和5年中における警察相談及び謝意の受理状況について

令和5年中における警察相談の受理状況及び主な謝意事例について報告があった。

3 令和5年中における苦情の受理及び処理状況について

令和5年中における苦情の受理及び処理件数、受理内容の類型について報告があった。

4 伊丹市東桑津における殺人、死体損壊、死体遺棄事件の送致について

伊丹市東桑津における殺人、死体損壊、死体遺棄事件の送致予定日、送致先、送致罪名及び概要等について報告があった。

5 暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則の制定(案)について

「青少年に対する暴力団の不当な影響を排除し、青少年の健全な育成をより一層推進するため、暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則を制定することとしたい。」との説明があり、決定した。

6 公安委員会が保有する公文書に係る情報公開請求に対する決定(案)について

公安委員会が保有する公文書に係る情報公開請求について説明があり、決定した。

7 苦情の受理及び処理の件数について

「令和6年2月8日(木)から同年2月21日(水)までの間における苦情の受理については、公安委員会宛てが11件、警察宛てが19件であった。処理件数は、公安委員会宛てが3件、警察宛てが15件であった。」との報告があった。また、「公安委員会宛て苦情3件については文書回答することとしたい。」との説明があり、決定した。

委員から、「警察職員の行動は、常に県民から見られていることを意識し、公正公平を疑われるような行動は慎んでいただきたい。」との発言があった。

8 留置施設に対する令和6年度実地監査計画(案)の策定について

留置施設に対する令和6年度実地監査計画の実施項目、実地監査の時期及び実地監査の方法等について説明があり、承認した。

委員から、「愛知県警察において勾留中の男性が死亡した事案を受けて、何か気を付けていることはあるのか。」との発言があり、留置管理課長から、「病院や保健所と連携し、通報すべきところは通報するなどの対応を図っている。」との説明があった。

9 運転免許証更新処分取消請求事件の応訴について

「神戸地方裁判所に提訴された運転免許証更新処分取消請求事件について応訴することとしたい。」との説明があり、決定した。

10 勝訴判決の確定について

「最高裁判所に上告等された行政処分取消等請求上告等事件について勝訴判決が確定した。」との報告があった。

11 自殺に対する取組について

自殺に対する取組として、自殺統計(令和5年)、警察の対応状況及び警察職員に対する対策について報告があった。

12 指定自動車教習所に対する行政処分(案)について

指定自動車教習所に対する行政処分について説明があり、決定した。

13 石川県公安委員会からの援助要求に伴う警察官の派遣(案)について

「災害警備に万全を期すため、石川県公安委員会から、警察法第60条第1項の規定に基づく援助要求を受けたことから、本県警察官を派遣することとしたい。」との説明があり、決定した。

14 令和5年度兵庫県警察剣道大会の実施について

令和5年度兵庫県警察剣道大会の実施日時、実施場所及び実施内容等について報告があった。

15 令和5年度における警察庁による監察の実施結果について

令和5年12月11日(月)警察本部、同月12日(火)明石警察署を対象として行われた、警察庁による監察の実施結果について報告があった。

16 損害保険企業との連携協定の締結について

損害保険企業との連携協定の締結の概要及び協定締結式の開催について報告があった。

17 運転免許の行政処分について

運転免許の行政処分に関する意見の聴取等に関する説明があり、次のとおり運転免許の行政処分を決定した。

- 1 運転免許取消処分に係る「意見の聴取」～36名
- 2 運転免許取消処分に係る「聴聞」～10名
- 3 運転免許拒否処分に係る「弁明の機会の付与」～1名
- 4 初心運転者期間制度による取消処分に係る「意見の聴取」～3名